



第2次 豊橋市環境基本計画

地球の未来 ここから始めよう

平成23年3月
豊橋市

はじめに

本市は、平成 12 年に環境基本計画を策定し、平成 18 年の改訂を経て、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。『環境実践都市』を目指す本市としましては、その間、本市が発祥である 5 3 0 運動の推進をはじめ、緑のカーテンやエコ通勤などの新たな施策にも積極的に取り組んでまいりました。



近年、環境問題を取り巻く社会情勢の変化はめまぐるしく、特に地球温暖化問題への対策は急務とされ、本市でも昨年、地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に向け、具体的な行動をおこしております。また、昨年、名古屋市で開催され、多くの県民・市民が参加された生物多様性条約の第 10 回締約国会議（COP10）の記憶も新しく、市民・事業者のみなさまの環境問題への関心もこれまでになく高まっていると思われませんが、一方で、従前の環境基本計画では、これらの問題に十分に対応しきれなくなりつつあります。

折しも、本市のまちづくりの今後 10 年の指針となる第 5 次総合計画が、本年よりスタートします。そこで、第 5 次総合計画の目指すまちの姿「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」を、環境面から支え、実現するため、ここに新たに第 2 次環境基本計画を策定いたしました。

本計画を実りあるものとするためには、市民・事業者のみなさまのご協力が欠かせません。第 5 次総合計画の「ともに生き、ともにつくる」という基本理念のもと、日本に、世界に、そして将来の世代に誇りうる本市の環境をともに作りあげていきましょう。

本計画の策定にあたり、豊橋市環境審議会の委員のみなさまをはじめ、多くの市民・事業者のみなさまから貴重なご意見をいただきました。結びにあたり、心よりお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

豊橋市長 佐原 光 一

目 次

1	計画の基本的な考え方	1
1.1	計画策定の背景.....	1
1.2	計画策定の目的.....	2
1.3	計画の位置づけと役割.....	3
1.4	計画の期間.....	3
1.5	計画の対象範囲.....	3
2	本市の概要	4
2.1	位置・地勢.....	4
2.2	気 候.....	5
2.3	自 然.....	5
2.4	人 口.....	7
2.5	交 通.....	8
2.6	文 化.....	9
2.7	産 業.....	10
2.8	土地利用	10
3	計画の目指すもの	11
3.1	基本理念	12
3.2	環境像.....	12
3.3	環境目標	13
4	目標の達成に向けた施策.....	18
	環境目標 低炭素社会の実現により保全する地球環境.....	18
	基本施策 -1 環境に配慮したエネルギーの利用促進	18
	基本施策 -2 エコモビリティライフの推進.....	22
	環境目標 多様な生物が生息し、人と共生する自然環境	24
	基本施策 -1 生物多様性の保全	24
	基本施策 -2 森林の保全と利用の促進.....	28
	基本施策 -3 河川・海岸・ため池の保全	30
	基本施策 -4 農地の保全	32
	基本施策 -5 水と緑のネットワークの充実.....	34
	環境目標 資源を大切に、循環を基調とする社会環境	36

基本施策 -1	ごみ減量の推進	36
基本施策 -2	リユース・リサイクルの推進	38
基本施策 -3	環境美化活動の促進	40
基本施策 -4	水資源の節約と有効利用	42
環境目標	健全で快適な生活環境	44
基本施策 -1	大気環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止	44
基本施策 -2	水環境及び土壌・地盤環境の保全	48
基本施策 -3	ゆとりある生活空間の創出	52
基本施策 -4	ヒートアイランド対策の推進	54
環境目標	環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境	56
基本施策 -1	環境に関する教育啓発の推進	56
基本施策 -2	環境保全活動の推進	60
基本施策 -3	文化の継承と活用	62
5	計画の推進に向けて	66
5.1	各主体の役割	66
5.2	広域的な連携	67
5.3	計画の進行管理	67
5.4	環境配慮指針について	69
資料編		71
	豊橋市環境基本条例	72
	豊橋市環境審議会規則	76
	豊橋市環境調整会議規程	77
	豊橋市環境審議会委員名簿	79
	策定の経過	80
	市民アンケート	81
	事業者アンケート	97
	第1次豊橋市環境基本計画の進捗状況	109
	用語解説	112

豊橋市環境基本条例 前文

私たち人類は、これまで豊かな自然の恵みに支えられて、生命をはぐくみ、歴史を刻んできた。

しかしながら、近年の急速な科学技術の発達により私たちの生活が便利で豊かなものになる一方で、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴い、資源・エネルギーが大量に消費され、いつのまにか多大な負荷を環境に与えるようになり、いまや人類の存続の基盤である地球の環境が脅かされようとしている。

緑の山野と雄大な海に囲まれた私たちのまち豊橋でも、都市化の進展に伴い、環境への負荷がもたらされ、河川・三河湾の水質の汚濁、大気汚染などによる自然環境や生活環境への影響が懸念されている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を市民が共有するかけがえのない貴重な資源として、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを真剣に考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識の下に、人と自然とが共生できる恵み豊かな環境を創造し、将来の世代に継承していくために、ここに、この条例を制定する。